

# 用語の解説

## 人口

常住人口(ふだんそこに住んでいる人。外国人を含みます。)

## 年齢別人口

年少人口 : 0~14歳の人口

生産年齢人口 : 15~64歳の人口

老年人口 : 65歳以上の人口

## 年齢構成指数

従属人口指数 : 働き手である生産年齢人口100人が子供と老人をどれだけ養うかを表わす指標(扶養負担係数ともいいます。)

$$\text{従属人口指数} = \frac{\text{年少人口} + \text{老年人口}}{\text{生産年齢人口}} \times 100$$

年少人口指数 : 人口の若年化を知る一つの指標

$$\text{年少人口指数} = \frac{\text{年少人口}}{\text{生産年齢人口}} \times 100$$

老年人口指数 : 人口の高齢化の程度を知る一つの指標

$$\text{老年人口指数} = \frac{\text{老年人口}}{\text{生産年齢人口}} \times 100$$

老年化指数 : 人口の高齢化の程度を知る一つの指標  
生産年齢人口の多少による影響を除いているため人口高齢化の程度をより敏感に示します。

$$\text{老年化指数} = \frac{\text{老年人口}}{\text{年少人口}} \times 100$$

## 年齢

年齢は、平成12年9月30日現在による満年齢です。

なお、平成12年10月1日午前零時に生まれた人は、0歳としました。

## 配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分しました。

- 未婚 : まだ結婚したことのない人
- 有配偶 : 現在、妻又は夫のある人  
なお、内縁関係にある人も含まれます。
- 死別 : 妻又は夫と死別して独身の人
- 離別 : 妻又は夫と離別して独身の人

## 国籍

国籍を、「日本」、「韓国・朝鮮」、「中国」、「東南アジア・南アジア(うちフィリピン、タイ、その他)」、「イギリス」、「アメリカ」、「ブラジル」、「ペルー」及び「その他」に区分しました。

なお、二つ以上の国籍を持つ人については、次のように取り扱っています。

1. 日本と外国の国籍を持つ人 : 日本
2. 日本以外の二つ以上の国籍を持つ人 : 調査票の国名欄に記入された国

ただし、「東南アジア・南アジア」の範囲は、フィリピン、タイ、インド、インドネシア、ヴェトナム、カンボディア、シンガポール、スリ・ランカ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、ブータン、ブルネイ、マレーシア、ミャンマー、モルディヴ、ラオス、の17か国をいう。

## 世帯の種類

平成12年国勢調査では、世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分しました。

1. 一般世帯とは、次のものをいいます。

- (1) 住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者  
ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めました。
- (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者

2. 施設等の世帯とは、次のものをいいます。なお、世帯の単位は、原則として下記の(4)及び(2)は棟ごと、(3)は施設ごと、(4)は中隊又は艦船ごと、(5)は建物ごと、(6)は一人一人です。

- (1) 寮・寄宿舍の学生・生徒 : 学校の寮・寄宿舍で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり
- (2) 病院・療養所の入院者 : 病院・療養所などに、既に3か月以上入院している入院患者の集まり
- (3) 社会施設の入所者 : 老人ホーム、肢体不自由者更正施設などの入所者の集まり
- (4) 自衛隊営舎内居住者 : 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり
- (5) 矯正施設の入所者 : 刑務所及び拘置所の収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり
- (6) その他 : 住居不定者や陸上に住所を有しない船舶乗組員など

## 世帯人員及び親族人員

1. 世帯人員 : 世帯を構成する各人(世帯員)を合わせた数

2. 親族人員 : 世帯主及び世帯主と親族関係にある世帯員を合わせた数

なお、養子、連れ子、養父母なども、子、父母と同様にみなして親族としました。

## 世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分しました。

A. 親族世帯 : 二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯

なお、その世帯に同居する非親族(営業使用人、家事使用人など)がいる場合もここに含まれます。例えば「夫婦のみの世帯」という場合には、夫婦二人のみの世帯のほか、夫婦と家事使用人から成る世帯も含まれています。

B. 非親族世帯 : 二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯

C. 単独世帯 : 世帯人員が一人の世帯

また、親族世帯をその親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって次のとおり区分しました。

### I 核家族世帯

- (1) 夫婦のみの世帯
- (2) 夫婦と子供から成る世帯
- (3) 男親と子供から成る世帯
- (4) 女親と子供から成る世帯

### II その他の親族世帯

## 母子世帯・父子世帯

母子世帯：未婚、死別又は離別の女親と、未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯（他の世帯員がないもの）

父子世帯：未婚、死別又は離別の男親と、未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯（他の世帯員がないもの）

## 高齢単身世帯・高齢夫婦世帯

高齢単身世帯：65歳以上の者1人のみの一般世帯（他の世帯員がないもの）

高齢夫婦世帯：夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯（他の世帯員がないもの）

## 住居の種類

一般世帯について、住居を、次のとおり区分しました。

住宅：一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる永続性のある建物（完全に区画された建物の一部を含みます。）

一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、各区画ごとに1戸の住宅となります。

住宅以外：寄宿舍・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物

なお、仮小屋・天幕小屋など臨時応急に造られた住居などもこれに含まれません。

## 住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分しました。

主世帯：「間借り」以外の5区分に居住する世帯

持ち家：居住する住宅がその世帯の所有である場合

なお、所有する住宅は登記の有無を問いません。また、分割払いの分譲どで支払いが完了していない場合も含まれます。

公営の借家：その世帯の借りている住宅が都道府県営又は市（区）町村営の賃貸住宅パートであって、かつ給与住宅でない場合

公団・公社の借家：その世帯の借りている住宅が都市基盤整備公団又は都道府県、市町村住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ住宅でない場合

なお、これには雇用・能力開発機構の雇用促進住宅（移転就職者用）が含まれます。

民営の借家：その世帯の借りている住宅が、「公営の借家」、「公団・公社の借家」及び「住宅」でない場合

給与住宅：勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都又は給与の一部として居住している場合

なお、この場合、家賃の支払いの有無を問いません。また、勤務先の会社雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれます。

間借り：他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営の借家、公団・公社の借家、民営の借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合

## 延べ面積

延べ面積とは各居室の床面積のほか、その住宅に含まれる玄関・台所・廊下・便所・浴室・押し入れなども含めた床面積の合計をいいます。ただし、農家の土間や店舗併用住宅の店・事務室など営業用の部分は延べ面積には含まれません。また、アパートやマンションなどの共同住宅の場合は、共同で使用している廊下・階段など共用部分は、延べ面積には含まれません。

なお、坪単位で記入されたものについては、1坪を3.3㎡に換算しました。